

國學院大學學術情報リポジトリ

朱子学再考：「分」の思想をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學中國學會 公開日: 2025-03-05 キーワード (Ja): 朱子学の誤読, 家永三郎, 本分, 安分, 大義名分論 キーワード (En): 作成者: 吾妻, 重二 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001397

朱子学再考——「分」の思想をめぐって

吾妻重二

ただいまご紹介しました関西大学の吾妻です。本日は第六十六回を数えるこちら國學院大學中國學會でお話させていただきます機会を頂戴しました。

タイトルは「朱子学再考」としました。副題に書いたように、特に朱子学における「分」の思想をめぐって論じてみたいと思います。

そもそも朱熹の著作、あるいは手紙や語録を読んでも、まず、一般に理解されている朱熹の思想、朱子学のイメージは違うところがあると思うことがよくあります。つまり一般の朱子学理解はちよつと問題があるのではないか、もつという間違っているのではないか、と思うことがあるのです。それは様々な面にわたっていて、朱子学に対する偏見といったものを感じるわけです。そこで、そのような誤解を少しでも解きたいと考えている次第です。

それで「朱子学再考」と、もう一度考え直すというタイトルにし、なかでも今回は「分の思想」についてお話させていただきますことにしました。最近はこれとは違うテーマでも論文を書いていまして、そちらも参考にしていたかと幸いです。⁽¹⁾

またたとえば、儒教は「男尊女卑」だとよくいわれます。特に朱子学は極端な「男尊女卑」の思想だというふうに簡単に片付けられるのですが、果たしてそうなのかどうか。それほど単純な問題ではないと思ってるわけですし、そうしたことについても今後、より実証的に論じていきたいと考えています。

さて、ここでは通説と違うことをお話ししますので、ここにいらっしゃる先生方、あるいは若い院生の方々はどのように思われるか、ぜひそのご意見を頂戴できればと思います。

ております。

それでは要旨を御覧ください。結論から最初に申し上げます。

【要旨】

1. 朱熹は「分」の思想（服従的「分」）を強調していない。家永三郎や川島武宜、仁井田陞らによって広まった朱子学の「一般常識」は訂正すべきである。
2. 朱熹が強調したのは、君と臣、父と子、長と幼、夫と婦などがそれぞれの「名」（地位・立場）にふさわしい役割を果たすという双務的「分」である。
3. したがって、君主や官戸などの上位者も「分」を守るべきことが説かれる。天子でさえ「分」（名分、みづからの果たすべき役割）を守らなければならないとされる。
4. 朱子学が下位の者の「口ごたえ」を許さない抑圧的な思想だという上記の「一般常識」は、日本近世の厳格な身分制を投影した誤解と思われる。
5. これに関連して「朱子学の大義名分論」といった用語はやめるべきである。

以上が結論で、これから具体的に考察してみたいと思います。

1. 従来の見方

まず、従来の代表的な見方を二つ挙げます。一つ目は家永三郎氏です。家永氏はその著『日本文化史』（第二版、岩波新書、一九八二年）で次のように述べています。

社会のすみずみまでが上下尊卑の秩序で組織され、下位の者が上位の者に無条件に服従することによって、武士の農民からの収奪という基本的関係を永續させようというのが、封建社会のしくみなのであった。……このような社会関係を正当化するイデオロギーとして、この時代の思想界に大きな地位を占めたのが儒教とくに朱子学の道徳であった。（同書、一八〇―一八一頁）

君臣、父子、夫婦すべて上下尊卑の別に従い、下は上しもかみに随順してはじめて天下泰平である、という朱子学の

家永氏は、朱子学は「下位の者が上位の者に無条件に服従する」とか、「すべて上下尊卑の別に従い、下は上に随順してはじめて天下泰平である、という朱子学の社会哲学」といって朱子学を厳しく批判しています。ただし、家永氏がこのように言う根拠としているのは朱熹ではなく、三宅尚斎の言葉であって、朱熹の著作から実は一条も引いておりません。私がつけているのはこの本の二〇〇二年版ですが、奥付によればこの時点ですでに第三十九刷を重ねたロングセラーで、戦後日本における朱子学理解を大きく決定づけた書物といえます。たぶん、いま一般の人々が「朱子学」と聞いて思い浮かぶのはこのような抑圧的なイメージでしょう。

二つ目は仁井田氏の著作です。仁井田氏は中国法制史家としてたいへん著名で、岩波全書として出されたその『中国法制史』増訂版（岩波書店、一九六三年）は、これまた非常に大きな影響を与えたと思いますが、そこに次のようにあります。

程子も朱子もすべての人倫的規範を宇宙的自然的秩序

としての天理の上にうちたてたのであるが、それは君臣父子の「分」を強調することである。それは勿論夫と妻、族父と族子、地主と地客（佃戸）などの「分」についてもまたこれを強調することである（朱子文集巻十四）。「分」を守ってそれをこえないことこそは、朱子にあっても最高倫理であった。（同書、一五五頁）

仁井田氏はここで「分」を守ってそれをこえない」ところが朱子学の特徴だとして強調しています。家永三郎氏とはほぼ同じ理解ですが、違うのは、その根拠として一箇所だけ『朱子文集』巻十四」として朱熹の資料を挙げていることです。

2. 検証

次に、仁井田氏のこのような理解が正しいのかどうか検証してみます。仁井田氏は根拠として『朱子文集』巻十四とだけ述べていますが、文脈から、朱熹が皇帝に奉った上奏文「戊申延和奏劄一」であることがわかります。そこに次のようにあります。

『朱文公文集』卷十四「戊申延和奏劄一」（淳熙十五年、一一八八年）

臣伏見近年以來、或以妻殺夫、或以族子殺族父、或以地客殺地主、而有司議刑、卒從流宥之法。夫殺人者不死、傷人者不刑、雖二帝三王不能以此為治於天下、而況於其繫於父子之親、君臣之義、三綱之重、又非凡人之比者乎。……故臣伏願陛下深詔中外司政典獄之官、凡有獄訟、必先論其尊卑上下、長幼親疎之分、而後聽其曲直之辭。凡以下犯上、以卑凌尊者、雖直不右、其不直者、罪加凡人之坐。

（臣伏して見るに、近年以來、或いは妻を以て夫を殺し、或いは族子を以て族父を殺し、或いは地客を以て地主を殺すに、有司刑を議して、卒に流宥の法に従う。夫れ人を殺す者死せず、人を傷つくる者刑せられずんば、二帝三王と雖も此を以て治を天下に為す能わず。而るを況や其の父子の親、君臣の義、三綱の重きに繋ること、又た凡人の比に非ざる者に於てをや。……故に臣伏して願わくは、陛下、中外の司政典獄の官に深詔し、凡そ獄訟有れば、必ず先ず其の尊卑上下、長幼親疎の分を論じ、而る後に其の曲直の辭を聴き、凡そ下を以て上を犯し、卑を以

て尊を凌ぐ者は、直と雖も右せず、其の直ならざる者は、罪、凡人の坐より加えんことを。）

これは朱熹が淳熙十五年（一一八八年）、時の皇帝孝宗にたてまつった上奏文で、裁判の審理につき建議しています。よく読んでみると、ここで朱熹が主張するのは、妻が夫を、「族子」が「族父」を、「地客」が「地主」を殺すといった凶悪事件はあくまでも嚴格に処罰しなければならぬということであって、「分」を越えてはならないと述べているではありません。

ここでいう「分」は夫や妻、族父（伯父・叔父）や族子（侄、いわゆる甥）、地主や地客（佃戸）といった立場をいっており、「凡そ獄訟有れば、必ず先ず其の尊卑上下、長幼親疎の分を論じ、而る後に其の曲直の辭を聴く」とは、これら凶悪事件の裁判に当たっては尊卑・上下・長幼・親疎といった相互の立場（「分」）をまずふまえたうえで、彼らの「曲直の辭」すなわち正邪の弁を聴かなければならぬということです。相互の立場、位置関係が重要になってくるのは、たとえば親が子を殺害した場合と子が親を殺害した場合などでは量刑が違ってくるからだと考えられます（桑原隲藏『中国の孝道』参照）。

つまり、ここである「分」とは、常日頃から下位者は上位者に「口ごたえ」してはならぬとか、絶対に服従しなければならぬといっているのではないのです。しかも、「分」というのは、この上奏文の中ではここにしか出てきません。

仁井田氏は、この資料をもとにして「分」を守ってそれをこえない」ことが朱熹にとって人倫関係における「最高倫理」であったという結論づけていますが、そのようなことをこの資料から導き出すのは無理というものです。望文生義というべきでしょう。

しかも驚くべきことに仁井田氏が朱熹の「分」の思想の根拠として引用するのはただこの一か所にすぎません。おそらく、これ以外に根拠らしき資料を探し出すことができなかったのではないかと想像されるのですが、このことについてはあとでまた述べます。

その他、戦後日本の社会学をリードした川島武宜氏や、マルクス主義思想史の守本順一郎氏なども、これらとほぼ同工異曲の朱子学理解であります³。

3. 服従的「分」と双務的「分」

では、朱熹における「分」の用法を実際に見てみましょう。

朱子学の代表的な著作として、たとえば「白鹿洞書院揭示」（『朱文公文集』巻七十四）があります。白鹿洞書院は朱熹が復興した有名な書院で、そこに教育のモットーを掲げたのですが、そこに「分」を守りなさいなどということは何も言っておりません。ここで重視される人間関係は、「父子親有り、君臣義有り、夫婦別有り、長幼序有り、朋友信有り」という、いわゆる五倫です。五倫すなわち父子、君臣、夫婦、長幼という五つの関係は、一方が一方に服従するのではなく、相互に守られるべき倫理——親・義・別・序・信——です。この思想はもともと『孟子』に遡ります。

また、これも朱熹の代表作とされる「玉山講義」（『朱文公文集』巻七十四）もそうです。これは朱熹晩年の思想のエッセンスとされる長文の講義録ですが、この文章は仁義礼智信という人間の本質にもとづく徳性の陶冶と学問の発展を目指す積極的思考に溢れていて、「分を知れ」といった抑圧的な内容は見られません。

このほか、朱子学概論とされる『大学章句』序、『中庸章句』序についても同じです。

簡単に言うと朱熹の代表作に「分」を守って、それを絶対超えてはならぬというような思想は実は説かれていないのです。

少し具体的な用例を見てみましょう。朱熹が「分」という言葉をどのように使っているかです。『朱子語類』には次のようにあります。

凡説義、各有分別。如君臣父子夫婦兄弟之義、自不同、似不和。然而各正其分、各得其理、便是順利、便是和處。(『朱子語類』卷六十八・易四・乾上、第二二五条)

(およそ「義」という場合、それぞれ「分別」(違い)がある。たとえば君臣、父子、夫婦、兄弟の義はみな違うから調和しないように見える。しかし、それぞれがその「分」を正し、それぞれがその理を得れば、それが利に沿うことであり、また調和の所在なのだ。)

もう一つ、

如天之生物、物物有箇分別、如君君臣臣父父子子。至君得其所以為君、臣得其所以為臣、父得其所以為父、子得其所以為子、各得其利、便是和。若君處臣位、臣處君位、安得和平乎。(同右、第二二六条)

(たとえば天がものを生むと、ものにはそれぞれ「分別」(分の違い)というものがある。「君は君たり、臣は臣たり、父は父たり、子は子たり」というように。君としては君にふさわしいあり方を得、臣としては臣にふさわしいあり方を得、父としては父にふさわしいあり方を得、子としては子にふさわしいあり方を得、それぞれに利にかなえば、それぞれが調和というものだ。もし君が臣の位におり、臣が君の位にいたら、どうして調和が得られよう。)

最初の条で君臣、父子、夫婦、兄弟「それぞれがその「分」を正す」と述べられているのは、君は君、臣は臣、父は父、子は子としてそれぞれの地位にふさわしい職分・義務を果たすということです。服従的「分」ではなく双務的「分」が主張されています。

次の条でも「君としては君にふさわしいあり方を得、臣

としては臣にふさわしいあり方を得、父としては父にふさわしいあり方を得、子としては子にふさわしいあり方を得て」と、同じことを述べています。これもまた一方的に服従的する「分」ではなく、双務的に役割を果たす「分」です。

4. 「本分」の用例

次に「本分」の用例を見てみましょう。ここに挙げたのは朱熹の「勸諭文」です。「勸諭文」とは地方官として一般の人民に指示を下したもので、朱熹が地方官だった時にこのような教訓を發布したのです。そこにこのようにあります。

孝順父母、恭敬長上、和睦宗姻、周卹鄰里、各依本分、各修本業。（『揭示古靈先生勸諭文』、『朱文公文集』巻百）

（父母に孝順に、長上を恭敬し、宗姻を和睦し、鄰里を周卹し、各おの本分に依り、各おの本業を修めよ。）

これは同時代の陳襄という人物が作った「勸諭文」に朱熹が少し解説を添えて揭示したもので、陳襄の「勸諭文」本文にはこのようにあります。

為吾民者、父義〔能正其家〕、兄友〔能養其弟〕、弟敬〔能敬其兄〕、子孝〔能事父母〕、夫婦有恩〔貧窮相守為恩。若棄妻不養、夫喪改嫁、皆是無恩也〕。（続いて引用される陳襄「勸諭文」本文）

〔吾が民たる者、父は義に〔能く其の家を正す〕、兄は友に〔能く其の弟を養う〕、弟は敬に〔能く其の兄を敬す〕、子は孝に〔能く父母に事う〕、夫婦には有恩り〔貧窮相い守るを恩と為す。若し妻を棄てて養わず、夫喪して改嫁するは、皆な是れ恩無きなり〕。〕

ここにいう「本分」とはこれまた父、兄、弟、子、夫婦それぞれが互いに尽くすべき応分の役割・義務を意味しています。子は父母に仕えなければならないが、父は家を正さなければならず、弟は兄を敬しなければならないが、兄は弟の面倒をみなければならない、といったおり、下位の者は上の者に文句も言わずに服従しなさいとはいっていない

ということがわかります。「本分に依る」とは、それぞれの立場に応じてみずからの職分、役割をきちんと果たしなさいという意味なのです。

5. 「安分」の用例

次に「安分」（分に安んじる）の用例を見てみましょう。ここに引用するのは先の勸諭文と同じく、朱熹が地方行政官として庶民に張り出した「勸諭榜」です。

勸諭官戸、既稱仕宦之家、即與凡民有異、尤當安分循理、務在克己利人。又況鄉鄰無非親舊、豈可恃強凌弱、以富吞貧。（「勸諭榜」、『朱文公文集』卷百）

（官戸に勸諭すらく、既に仕宦の家と称すれば、即ち凡民と異なる有り。尤も当に分に安んじ理に循うべく、務めは己れに克ちて人を利するに在り。又た況や郷鄰は親旧に非ざる無ければ、豈に強を恃みて弱を凌ぎ、富を以て貧を吞むべけんや。）

ここで朱熹は官戸に対して訓示しています。官戸とは科挙などによって官僚を出した家柄、すなわち「仕宦の家」

であり、「凡民」とは違って鄉村社会の上層階級に属する人たちです。しかし朱熹は、そうした上層階級の人々もまた「分に安んじ理に循う」べきだといっています。この場合の「分」とは、上位者の責務として「己れに克ちて人を利する」ことです。「豈に強を恃みて弱を凌ぎ、富を以て貧を吞むべけんや」——権力を恃んで弱者いじめをしたり、財力にものをいわせて貧者を併呑したりしていいはずがない——ということです。つまり、ここでいう「分に安んず」とは上位者としての責任を自覚し実行するという意味です。

いかがでしょうか。下位者はもちろん、上位者もまた、みずからのなすべき役割を守ること、それが「分に安んじる」ということなのであって、「下々のものはおとなしくしている」というのとは違うことがわかりただけかだと思います。

6. 『資治通鑑綱目』の名分論をめぐって

次に、『資治通鑑綱目』について検討してみます。『資治通鑑綱目』は、水戸学の大義名分論に非常に大きな影響を与えたといわれています。

しかし日本近世思想史研究者の尾藤正英氏は、かつて「水戸学の特質」という論文で次のように指摘したことがあります。

「名分」という熟語は、四書五経など儒家の古典の中には見出すことのできないものであり、「大義名分」にいたっては、「尊王攘夷」とひとしく日本製の新語であって、もとより朱子学の用語ではない。（尾藤正英「水戸学の特質」、『水戸学』解説、日本思想大系五十三、岩波書店、一九七三年）

これは正しい指摘で、いまデータベースで検索すると、朱熹の著作に「大義名分」という言葉は出てきません。「大義」と「名分」それぞれの用例はありますが、「大義名分」という言葉自体が朱熹にはないのです。

では、朱熹の『資治通鑑綱目』はどうなのかという疑問が湧いてくるかと思えます。朱子学の「大義名分」というと『資治通鑑綱目』をただちに想起する人も多いと思われるからです。

ここでつけ加えておくと、『資治通鑑綱目』は朱熹の自著であることが最近証明されました。これまでこの書は朱

熹の弟子が書いたもので、朱熹は名前だけ貸したにすぎないと考えられており、平凡社の「世界百科事典」などもそのように書いていますが、近年の研究によってそれが覆されました。門人ももちろん協力していますが、朱熹はこの著作の完成に深くコミットメントしており、最終的な文責が朱熹にあること、言い換えれば朱熹の著作であることが明らかになったのです。つまりは『資治通鑑綱目』を朱熹の思想を表わすものとして使うことができるようになったわけです。

『資治通鑑綱目』は司馬光の『資治通鑑』を新たに再編したもので、冒頭このように始まります。

周威烈王二十三年

初命晉大夫魏斯・趙籍・韓虔為諸侯。

司馬公曰、天子之職、莫大於禮、禮莫大於分、分莫大於名。何謂禮、紀綱是也。何謂分、君臣是也。何謂名、公侯卿大夫是也。……（『資治通鑑綱目』）
（初めて晋の大夫魏斯・趙籍・韓虔を命じて諸侯と為す。

司馬光曰く、「天子の職は礼より大なるは莫く、礼は分より大なるは莫く、分は名より大なるは莫く、」

何をか礼と謂う。紀綱是れなり。何をか分と謂う。君臣是れなり。何をか名と謂う、公・侯・卿・大夫是れなり。

ご存じのように、「周威烈王二十三年」すなわち前四百三年に晋が魏趙韓の三国に分裂し、ここから戦国時代が始まりました。ここに引用される司馬光の論評が水戸学などの名分論の根拠になったといわれているのです。

これだけ見ると、いわゆる服従的分を説いているように見えますが、あとの説明を見ると必ずしもそうではありません。

今晋大夫暴蔑其君、剖分其地、天子既不能討、又寵秩之、使得列於諸侯。是區區之名分復不能守、而并棄之也。先王之禮於斯盡矣。

（今、晋の大夫、其の君を暴蔑し、其の地を剖分するに、天子既に討つ能わず、又た之を寵秩して、諸侯に列するを得しむ。是れ區區の名分すら復た守る能わずして、而も并せて之を棄つるなり。先王の礼、斯に於て尽く。）

ここでは天子を批判しています。「區區の名分すら復た守る能わず」とは、当時わずかに残っていた天子としての「名分」すら守ることができず、天子みずからそれを放棄した結果、戦国時代という混乱の時代を招いてしまったということです。「先王の礼、斯に於て尽く」と、先王の輝かしい礼が尽きてしまった責任を周の天子の怠慢に帰しています。

ついで『資治通鑑綱目』は次のようにいいます。

今請於天子而天子許之。是受天子之命而為諸侯也。誰得而討之。故三晋之列於諸侯、非三晋之壞禮、乃天子自壞之也。

（今、天子に請うて、天子之を許す。是れ天子の命を受けて諸侯と為るなり。誰か得て之を討たん。故に三晋の諸侯に列するは、三晋の礼を壊るに非ずして、乃ち天子自ら之を壊るなり。）

このように、天子の命を受けて諸侯となった以上、もう誰も文句のつけようがない。「故に三晋の諸侯に列するは、三晋の礼を壊るに非ずして、乃ち天子自ら之を壊るなり」——晋が魏趙韓の三つの諸侯国に分裂したのは、彼らが礼

を壊したのではなくて、天子が礼的秩序をみずから破ってしまったのだ、と天下を統一できなかった天子を批判しています。つまり「名分」の語によって天子の責務を示しているのです。

この条は朱熹の次の言葉でしめくられます。

胡氏曰、……人君監此、亦謹於微而已矣。

(胡氏曰く、人君之を^{かんが}監みて、亦た微に謹まんのみと。)

これは南宋の胡寅の言葉を引用したものです。これは、人君たるものの、微細な兆しの段階で慎重に対処しなければならぬ、そうしなければ天下が混乱してしまうぞといっているわけです。

まとめると、ここでの名分論とは「名分」の語によって天子の怠慢を戒め、その責務を強調していることになります。天子の職務とは「天子の職は礼より大なるは莫し」とあるように、礼的秩序による天下の統合です。ここにいる「名分」は臣下が身分を越えないという意味ではなく、天子という立場・地位にもとづく職分のことであり、上位者にも下位者にも当てはまります。これが『資治通鑑綱

目』の「名分」の基本的意味なのです。

このことを水戸学の名分論と比較するとどうでしょうか。それを代表的する文章は藤田幽谷の「正名論」です。

そこでは何が主張されているかというと、用語等は『資治通鑑綱目』を下敷きに使用していますが、しかし幽谷がここで述べているのは、天子すなわち天皇に対する服従です。ここでは引用していませんが、要するに我々は臣下として天皇を尊ばなければならず、幕府もまた「摂政」として天皇を補翼すべきだという尊王論だけが突出しています。

日本では水戸学が朱子学の影響下にあったことから、朱子学にも水戸学の名分論があったと思いますが、実は違うところがあるのです。繰り返ししますが、『資治通鑑綱目』は臣下は君主に絶対服従すべきだとは説いていないのであって、そのように考えるのは水戸学からの類推による朱子学の誤読といえるべきです。

7. 「分」の思想と日本

以上、朱熹における「分」の思想をざっと見てきましたが、ここで日本の朱子学者における「分」の思想を見てみ

ましよう。

まず、林羅山は次のようにいっています。

天ハ尊ク地ハ卑シ。天ハタカク地ハ低シ。上下差別アルゴトク、人ニモ又君ハタフトク、臣ハイヤシキゾ。……君ハ尊ク臣ハイヤシキホドニ、ソノ差別ガナクバ、国ハ治マルマヒ」。(『春鑑抄』、礼)

「天ハ尊ク地ハ卑シ」云々の語の出典は『易』などの儒教にありますが、たまた、ここでは君と臣のなすべき役割については何も述べておらず、ただ身分の差だけを強調しています。服従的「分」を突出させていることになります。

三宅尚斎には次の語があります。

就君臣上下之分定之中、而父子兄弟夫婦之道行焉。父子兄弟夫婦、亦有上下之分、則上下之名分総五倫。(『默識録』)

(君臣上下の分定まるの中に就きて、父子兄弟夫婦の道行なわる。父子兄弟夫婦にも亦た上下の分有れば、則ち上下の名分、五倫を総ぶ。)

三宅尚斎はご存じのように山崎闇斎門人で、その思想はもつと極端です。父子兄弟夫婦の間にも上下の「分」があるというのであって、人間の社会はすべて上下関係で律せられるという主張です。

この林羅山にしても三宅尚斎にしても、その「分」の思想は朱熹のいうような双務的「分」ではなく服従的「分」のみが念頭にあるようです。身分の差を強調し、上下のヒエラルキーを断然突出させています。初めに述べた家永三郎氏は実はこの三宅尚斎の説を根拠にしています。上下の分こそが朱子学の最も重要な道徳で、口ごたえを許さないというのは朱熹ではなく、三宅尚斎ら日本朱子学の主張によっていることがわかります。そもそも朱熹自身の著作によらないで朱子学を論じるのは乱暴というものでしょう。

こうした日本的「分」の思想の背景としては、やはり江戸時代の身分制というものとされます。たとえば室鳩巢はこんなふうにいっています。

君恩に浴して、不餓不寒、妻子を養ひ、親族を賑はす、すべて養生送死の道、世話にいふ著一本までも、君恩にあらざる事やある。いかがして忘るべき」。(『駿台雑話』巻一、「釋寂室の秘訣」)

ここには「君恩」すなわち將軍や藩主の恩恵に対する感謝の意がはつきり述べられています。「箸一本」まですべて君恩によるものであって、みずから仕える君主のお蔭で生活が成り立つという認識です。ここで想起されるのはやはり当時の日本の身分制社会です。「君恩」を頼りとして生きる者にとって主君への忠誠がいかに重要事であったかがわかります。近世日本においては主君への忠誠や君臣の主従関係が突出して強調されましたが、それは朱熹本来の思想とは違うところがあります。

もちろん朱熹は君主への忠誠を強調しますが、その一方で、君主に対しても責務を要求します。朱熹に室鳩巢のような心情的な主従関係は見出しがたいと思われます。

8. 辞書・教科書の記述など

最後に、「分」の思想に関して、今の辞書や教科書にはどう書いてあるかを確認してみます。まず『広辞苑』にはこうあります。

たいぎめいぶん【大義名分】①人として、また臣民と

して守るべき節義と分限。②行動の理由づけとなるはつきりとした根拠。「一が立つ」。(『広辞苑』第七版、岩波書店、二〇一八年)

このように「大義名分」には意味が二つありますが、当面関係するのは①の意味で、「人として、また臣民として守るべき節義と分限」といっています。「人として」のあとに「臣民として」とあることに注意してください。「大義名分」は臣民という下位の者が守るべきものであって、上位の者が守るべきものとはされていないのです。これは朱熹の双務的「分」の思想とは違います。

次は三省堂『新明解国語辞典』の説明です。

たいぎ—めいぶん ①人の臣子である限り守らねばならぬ実践道徳の窮極の一線。②他に対してうしろめたさを感じないで、何かをやつてのけるだけの恥ずかしい理由。(『新明解国語辞典』、三省堂、二〇〇五年、「大義名分」)

この『新明解国語辞典』はとてもわかりやすいと評判になった国語辞典ですが、ここにも同じような説明が見えま

す。「人の臣子である限り守らねばならぬ実践道德の窮極の一線」——これも服従的「分」ですね。

もう一つ、世界史の教科書を見てみます。

宋代の儒学の發展は、社会秩序を正そうとする士大夫の實踐的意欲とも結びつき、華夷・君臣・父子などの區別を重視する大義名分論がさかんになった。〔詳説世界史 改訂版〕、山川出版社、二〇二三年、一六四頁)

これは、高校の世界史の教科書として広く使われている山川出版社の『詳説世界史 改訂版』の説明です。世界史の分野では最も權威のある教科書といえるでしょう。ここには「宋代の儒学」と「華夷・君臣・父子などの區別を重視する大義名分論」を結びつけていますが、私にはこれがどういう意味がよく理解できません。もちろん、ここにいう「大義名分論」とは『広辞苑』や『新明解国語辞典』にいう一番目の意味です。下位の者が上位の者に服従するという論理が宋代の儒学によって盛んになったというわけです。この場合、念頭に置かれていてるのはもちろん朱子学です。

しかしこのような説明は、はなはだ問題です。第一に、朱熹の著述に「大義名分」という語がないということ、第二に、朱熹の秩序意識は下が上に服従するという服従的「分」ではなく、下も上もそれぞれの立場に応じた責務を果たすという双務的「分」に裏づけられているからです。

ところが、水戸学にはこの双方があるのですね。「朱子学的大義名分論」などの語は他にもよく使われていますが、実はそれは朱子学の用語でもなく、また思想でもないのです。これはたいへん誤解を招く言い方なので、「朱子学的大義名分論」とか「朱子学的名分論」といった用語を使うのはやめた方がいいと思います。

念のため少し補足すれば、朱熹の著述を読むと、君臣関係こそが最も大切だと言っている場合もあります。しかしそれは、特定の人物が臣下として皇帝に忠誠を尽くした、その功績を称えるような場合に君臣関係こそ最も重要なものという言い方をする。このほか、夫婦関係こそが最も重要な人間関係だという語もあります。しかし、それは、先ほど述べたような、妻が夫を殺したり、夫が妻を殺したりといった正常な家族関係を破壊したような場合に、夫婦関係こそが人間として最も重要だというふうに述べます。つまり、シチュエーションによって強調する人倫が違うわけ

です。

そのようなわけで、上下のヒエラルキーがすべての人間関係を貫いているとか、上下関係を軸に物事を考えているではありません。まとめますと、朱熹のいう「分」は双務的なのであって、「君臣、父子、夫婦すべて上下尊卑の別に従い、下は上（しも）に随順（かみ）してはじめて天下泰平である」とか「分」を守ってそれをこえないこと」が朱子学の基本思想であるというのは朱子学の誤読であって、ぜひとも訂正されなければならないと思っています。

これは大きな問題なので、資料をもっと広く収集、整理し、近日中に論文をまとめて説得的なものにしたいと考えているところです。

私の本日の話はここまでとさせていただきます。本日の話が何かの参考になれば幸いです。ご清聴どうもありがとうございました。

注

(1)たとえば「朱子学再考——「三綱五常」をめぐる——」（『東アジア文化交渉研究』第十三号、関西大学大学院東アジア文化研究科、二〇二〇年）。

(2)正確にいうと、家永氏は一九五四年刊行の『日本道德思想史』

（『岩波全書』に三宅尚斎の語を引いていて、『日本文化史』はそれをふまえて氏の結論だけを述べている）。

(3)川島武宜『日本社会の家族的構成』（岩波現代文庫、二〇〇〇年）所収の論文「日本社会の家族的構成」（もと一九四六年発表）、守本順一郎『東洋政治思想史研究』（未来社、一九六七年）。

〔キーワード〕朱子学の誤読、家永三郎、本分、安分、大義名分論